

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

 URL <http://rokyo.net>

(訂正) 雇用保険料率の変更・最低賃金の引き上げについて

送信枚数 本紙含み 1 枚

昨日送信しました「労務協会通信vol.86」の内容に誤りがございました。
 (兵庫県最低賃金 正:960円 誤:959円)訂正してお詫び申し上げます。



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、令和4年度の雇用保険料率が段階的に変更(引き上げ)となりますのでお知らせ致します。

令和4年10月以降に支給する給与・賞与からの雇用保険料の引き去りについて、変更をお願いいたします。

令和4年10月以降に支給する給与・賞与の雇用保険料率

	事業の種類	令和4年10月1日から	令和4年9月30日まで
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	13.5 / 1000 (5 / 1000)	9.5/1000 (3/1000)
2	農林水産・清酒製造の事業	15.5 / 1000 (6 / 1000)	11.5/1000 (4/1000)
3	建設の事業	16.5 / 1000 (6 / 1000)	12.5/1000 (4/1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。

最低賃金の引き上げが行われます

令和4年10月1日以降、全国の都道府県で最低賃金の引き上げが行われます。

組合員各社においても確認をお願いいたします。

兵庫県
960 円

(9月まで928円:32円引き上げ)

10月1日より

大阪府
1023 円

(9月まで992円:31円引き上げ)

10月1日より

特定(産業別)最低賃金については未定です。変更がある場合は例年12月1日から改定されます。

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL:<http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ
 お申し込みは、
 労務協会担当者まで!